

社会福祉法人 六踏園役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六踏園の役員の報酬について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

2) 法人役員に特に定めた業務を命じた時には、その実務に就業するに当たり、役員報酬を支給する。

(報 酬)

第3条 役員の報酬は、理事会・監事会・評議員会又は合同会議の開催に当たり、当日の旅費として次に定める報酬を支給する。

但し、他の会合と同日に開催の場合は支給しない事もある。

役職名	理事	監事
報 酬 (税抜)	5,000円	5,000円

2) 前条2項により役員報酬を支給する場合は、その額はその都度定める。但し、その額は、非常勤職員に関する賃金規定(1)－(ハ)に準ずる。

(会計取扱い)

第4条 この規程による報酬は法人本部会計に属する。

付 則

この規程は平成8年4月1日より施行する。
この規程は平成12年4月1日より施行する。
この規程は平成15年4月1日より施行する。
この規程は平成18年4月1日より施行する。
この規程は平成28年4月1日より施行する。
この規程は平成29年4月1日より施行する。

社会福祉法人 六踏園評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六踏園の評議員の報酬について定めるものである。

(定 義)

第2条 法人評議員に特に定めた業務を命じた時には、その実務に就業するに当たり、評議員報酬を支給する。

(報 酬)

第3条 評議員の報酬は、評議員会の開催に当たり、当日の旅費として次に定める報酬を支給する。

但し、他の会合と同日に開催の場合は支給しない事もある。

役職名	評議員
報 酬（税抜）	5,000円

（会計取扱い）

第4条 この規程による報酬は法人本部会計に属する。

付 則

この規程は平成8年4月1日より施行する。
この規程は平成12年4月1日より施行する。
この規程は平成15年4月1日より施行する。
この規程は平成18年4月1日より施行する。
この規程は平成28年4月1日より施行する。
この規程は平成29年4月1日より施行する。

社会福祉法人 六踏園 委員等報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人六踏園の委員等の報酬について定めるものである。

（定 義）

第2条 この規程でいう委員等とは、本園が定める子ども権利擁護委員、利用者からの苦情解決のための第三者委員、評議員選任・解任委員等をいう。

（報 酬）

第3条 委員等の報酬は、第2条に関わる委員会又は合同会議の開催に当たり、当日の旅費として次に定める報酬を支給する。
但し、他の会合と同日に開催の場合は支給しない事もある。

委員名	子ども権利擁護委員	苦情解決のための第三者委員	評議員選任・解任委員
報酬（税抜）	5,000円	5,000円	5,000円

付 則

この規程は平成13年4月1日より施行する。
この規程は平成28年4月1日より施行する。
この規程は平成29年3月1日より施行する。